

学校法人電波学園 一般事業主行動計画

1. 趣旨 この行動計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨に基づき、男女ともに生活と仕事の両立を可能にする労働環境整備に対する、学校法人電波学園の基本方針と、具体的な行動計画を定めたものである。学校法人電波学園が設置する各学校、および法人事務局に勤務する全ての教職員が、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について、地域に開かれた学園とするために、次の行動計画を策定する。

2. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

3. 目標と対策

目標1 育児休業後に職員が復帰しやすくするための仕組みの構築

【対策】

- ① 育児休業中の社員への定期的な情報提供を継続する。
- ② 仕事と子育ての両立に対し、管理監督者研修および教職員研修などを通し認識を高める。

目標2 所定外労働を削減するための措置を講ずる。

【対策】

- ① 各校ごと業務分析を行い、所定外労働をしない意識改革のための取り組みを行う。
- ② 業務時間のチェックを徹底し、長時間労働の目立つ教職員に対し、管理監督者から面談・指導を実施する。
- ③ 指導の結果が芳しくないときには、職務分掌の見直しを行う。
- ④ 所定時間外労働削減に対し、管理監督者研修および教職員研修を通し認識を高める。

目標3 年次有給休暇の取得を容易にするための措置を講ずる。

【対策】

- ① 有給休暇取得状況が簡単に把握できるように、学園エクストラネットを通じて情報提供を行う。
- ② 年次有給休暇の計画的取得のため、家族の記念日（結婚記念日・誕生日など）における休暇の取得を呼びかける。
- ③ 管理監督者が率先して年次有給休暇を取得し、積極的に他の教職員にも有給休暇取得を促す。

以上